

生物多様性保全のための 動物取扱業の規制強化の必要性についての意見

特定非営利活動法人 地球生物会議（ALIVE）

飼育動物の不適切な取扱いは生態系に大きな悪影響を及ぼすことから、「生物多様性国家戦略2010」は以下のように記述している。（第二章第1節4「動物の愛護と適正な管理」）

「飼養動物を生物多様性との関連で見ると、自然生態系への導入による在来生態系への影響などの問題があり、飼養に際して適正に管理することが重要です。また、家畜化されていない野生由来の動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべきです。」

しかし、この「適正飼養」や「野生由来動物の飼養の限定」という箇所については、法的な実効性が担保されておらず、悪質な動物取扱業者や個人による違法な飼養・譲渡・野外放出がひんぱんに行われ、生態系に悪影響を及ぼしている。

野生由来動物を輸入・販売・展示等する動物取扱業者の責任はとりわけ重いため、業者規制措置を有する「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動物愛護法）において、以下のような規制の強化を行うことにより、一般への啓発普及を促進することを、「生物多様性国家戦略」に明記するべきである。

1. 動物取扱業者が、関連法規に違反した場合、業者としての登録抹消、営業停止などの措置ができるようにする。

ペットショップでメジロなどの野鳥を販売したり（鳥獣保護法違反）、ワシントン条約附属書I記載種であるハクトウワシを譲渡する（種の保存法違反）などの違法行為が行われているが、営業停止処分を受けることがない。動物取扱業の処分措置を持つ動物愛護法において、これらの関連法に違反した業者は、業の停止や登録取り消しなどの処分を可能とするべきである。

2. 観賞・愛玩目的の両生類・魚類等を扱う業者も動物取扱業の登録業者とし、販売時に購入者に対して適正飼養を説明する義務を課すようにする。

動物取扱業の扱う対象種（哺乳類・鳥類・爬虫類）以外の動物種については、販売が野放し状態となっている。現に、沖縄の河川には外来魚があふれ、多摩川にはピラニアを含め、毎年何万という数の観賞魚類が遺棄（放流）されている。生態系を保全する観点から、両生類・魚類等についても動物取扱業者による販売時の説明義務を課すべきである。

3. 野生由来動物、特に特定動物の飼育目的を制限し、個体識別措置の徹底・個

体登録を義務化する

特定動物（危険動物）の多くが野生由来の外来種である。ヘビやカメなどが多く輸入販売・飼育されているが、個体識別措置がされていない例が多い（本年4月14日に、エキゾチックアニマル専門の動物取扱業者の施設でアミメニシキヘビが人をかみ殺す事件があったが、マイクロチップは装着されていなかった）。現在の動物愛護法では、個体の飼養許可制ではないため、特定動物の繁殖・譲渡・移動の実態を把握できない。娯楽や趣味のための特定動物の飼養を制限するとともに、環境省または自治体への個体登録制度を設けるなど、規制強化を行うべきである。

以上

特定非営利活動法人 地球生物会議(ALIVE)
113-0021 東京都文京区本駒込5-18-10-102
Tel.03-5978-6272 Fax.03-5978-6273
e-mail: alive-office@alive-net.net
URL:<http://www.alive-net.net/>